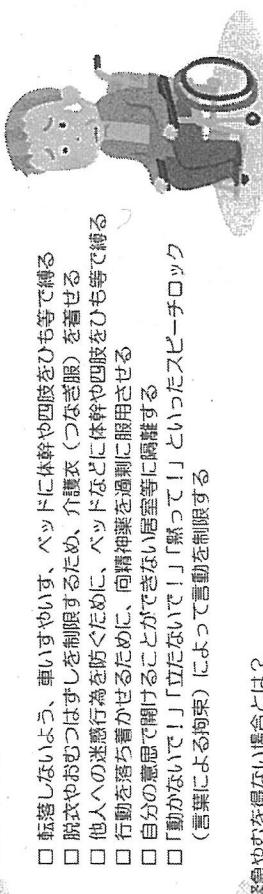


身体拘束について

身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き身体的虐待にあたります。

身体拘束の具体例



- ・転落しないよう、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・脱衣やおむつはずしを制限するため、介護衣（つなぎ服）を着せる
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ・行動を落ち着かせるために、向隅神樂を適用させる
- ・自分の意思で開けることができない居室等に隔離する
- ・「動かないで！」「立たないで！」「黙って！」といったスピーチロック（言葉による拘束）によって言動を制限する

緊急やむを得ない場合は？

- 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3要件に加え、以下の3要件を全て満たす場合になります。

- ・個人ではなく職員全体で判断する
- ・時間や本人の状況、緊急やむを得ない理由を記録する
- ・身体拘束の内容、目的、時間、期間などを本人や家族にに対して十分に説明し、理解を求める
- ・観察と再検討を定期的にを行い、再評価する（必要がある場合は、速やかに解除する）
- ・身体拘束などの適正化のための研修を定期的に実施するなど

虐待を見つけたら

高齢者虐待を見つけたときは、速やかに市町村に通報・相談しましょう。（地域包括支援センターでも相談・通報は受け付けています）

介護サービス従事者は、自分の働いている職場で高齢者虐待を経験した場合、生命身体への重大な危険があるか否かに關わらず、市町村への通報義務があります。（法第21条第1項）
介護サービス従事者は高齢者介護の専門職であり、高齢者への虐待は決して許されません。あなたの行動で救われる高齢者がいます。勇気を出して通報・相談してください。

あなたの通報・相談先は

大阪府	高齢者虐待	機関
-----	-------	----



通報等による不利益取り扱いの禁止

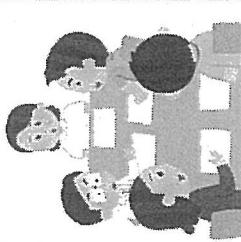
- 通報等を行うことは「守秘義務違反」にはなりません。（法第21条第6項）
- 通報したことによって、解雇その他の不利益な扱いを受けることを禁じています。（法第21条第7項）

高齢者虐待を行った取り組みは、経営者・管理者の責務です

定期的に自己点検を行いましょう。また、チェックが入らないところがあれば、職場で話し合いましょう。

スタッフ用

- 1.施設・事業所内外の研修
 - ・施設内で勉強会や研修会に出席し、知識や技術を学んでいる
 - ・他の施設の見学や、外部の研修を受けている
- 2.チームアプローチ
 - ・職場で困ったことがあったとき、相談できる環境がある
 - ・利用者に合った支援方法を話し合い、情報共有ができる
- 3.ケアの質・知識
 - ・どのようなことが高齢者虐待や身体拘束にあたるのかを知っている
 - ・認知症のケアの方法を学び、実践している
 - ・虐待を見た場合の通報・相談先を知っている



経営者・管理者用

- 1.施設・事業所内外の研修
 - ・施設内外で勉強会や研修会など、職員が知識や技術を学ぶ機会をつくっている
 - ・職員が他の施設の見学や、外部研修に行く機会をつくっている
- 2.チームアプローチ
 - ・組織として、ヒヤリハットの検討・共有をしている
 - ・職員間で報告や相談の方法を決めている
 - ・虐待防止や身体拘束止について話し合う機会をもっている
 - ・ケアに関する相談をしやすい環境・体制ができる
- 3.職員の負担・ストレス
 - ・職員一人ひとりの業務内容を把握している
 - ・職員の意見を聞く機会を組織としてつくっている
 - ・職員の負担やストレスについて定期的に現場を訪れて職員とコミュニケーションをとっている
- 4.告白処理に関する委員会等の設置・運営
 - ・職員の負担とストレスに気づくよう、定期的に現場を訪れて職員とコミュニケーションをとっている
 - ・口利用者、家族、外部の人（ボランティア、介護相談員、第三者委員など）の意見を聞く機会をもっている
 - ・口苦情に対応する体制（利用者家族との連絡懇談会、意見箱など）を整備し、周知している

- ・通報・相談先がわからぬときは

法第20条では、少なくとも以下の2つは行うべきこととして明記されています。

- ①介護サービス従事者への研修を実施し、知識や技術を習得する機会を設けること
- ②利用者や家族からの苦情処理体制の整備をすること

高齢者虐待を未然に防ぐには、介護サービス従事者が高齢者の質を向上していくとともに、組織の運営・体制を整備することが大切です。介護サービス従事者のひとりとして、まだ職場全体として高齢者虐待をなくす取り組みを実践していきましょう。

地域支援スーパーバイズ事業（権利擁護相談）

地域支援スーパーバイズ事業とは、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の権利侵害や困りごとについて、行政、社会福祉協議会、高齢者・障がい者相談機関、その他事業所など関係機関・団体を対象に行う相談事業です。様々な解決困難な事例について、弁護士会・社会福祉士会等と連携し、電話や来所による助言や情報提供を行うものです。

次のような相談に助言しています。

- 年金を親族が管理しているが、本人のために使われていないようだ。
- 悪徳商法にのせられて不必要なものを買わされているようだ。
- 知人から財産を侵害されている。
- 多額の借金をしてしまい、生活困難になっている人をどう支援すればよいのか。
- 親亡き後、障がいのある子の財産の管理は誰にたのめばいいのか。
- 成年後見制度の利用が必要だが、どのようにすればいいのか。など

【権利擁護専門相談窓口】

【大阪市・堺市以外】

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室(あいあいねっと)

所在地 〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1番54号 大阪社会福祉指導センター3階

電話 06-6191-9500 職員による電話相談(月曜日～金曜日の10時～16時。祝日・年末年始除く)

専門職による相談は事前予約が必要。(相談日 木曜日 13時～・14時半～・最長80分)

【大阪市】

大阪市成年後見支援センター

所在地 〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号 大阪市社会福祉研修・情報センター3階

電話 06-4392-8282(職員による電話相談)(月曜日～土曜日の9時～17時。祝日・年末年始除く)

成年後見制度に関するご相談を受け付けています。

【堺市】

堺市権利擁護サポートセンター

所在地 〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号 堺市総合福祉会館4階

電話 072-225-5655 職員による電話相談(月曜日～金曜日の9時～17時30分。祝日・年末年始除く)

専門職による相談は事前予約が必要。(相談日 木曜日 13時～16時)

家族を支えている
ヤングケアラーは、
かっこいい。

でも、
一人で頑張らないで、
誰かを頼ったっていい。



子どもが子どもで いられる街に。

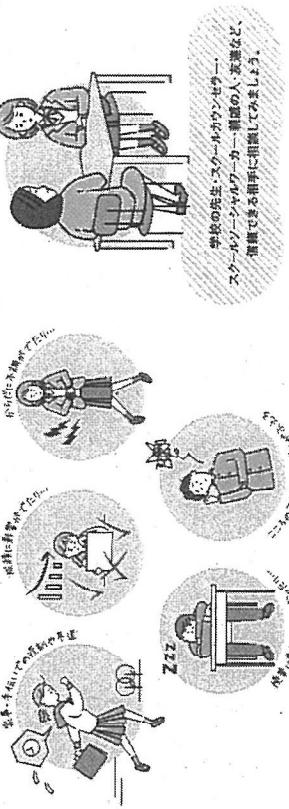
「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族などの世話を日常的に行っている子どものこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

？ ヤングケアラーって？



？ ヤングケアラーは「ふつうのこと」？

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族などの世話を日常的に行っている子どものこと。
でも、学校生活に影響が出たり、ここからだに不調を感じるほど重い負担がかかっている場合は、
すこし注意が必要です。



ヤングケアラーについて
<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-career/>

子どもが子どもで
いられる街に
詳しく述べられる前に
<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-career/>

厚生労働省の特設ホームページも、様々な相談先を紹介しています。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-career/>



「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族などの世話を日常的に行っている子どものこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

学級の先生・スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー・精神保健のくわん課など、
相談できる相手に相談してみましょう。

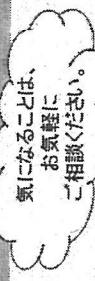
子どもが子どもで
いられる街に
詳しく述べられる前に
<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-career/>



介護事業者様が抱える悩み解消のお手伝いをします！

専門家による無料相談のご案内

介護事業所における雇用管理、職員の健康管理、人材育成に関する情報提供、相談援助などに 対して、雇用管理やメンタルヘルス、人材育成のコンサルタント（社会保険労務士、中小企業診断士、シニア産業カウンセラー、キャリアコンサルタントなど）が対応します。

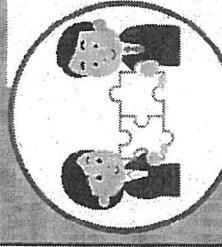


雇用管理相談

■ご相談例

- ・リスク管理（令和6年要職務化！BCP事業継続計画）策定など
- ・人事規則（就業規則、勤務体制、人事考課、賞金体系など）
- ・労務管理（労働契約、労働条件、ハラスマント開通など）
- ・経営管理（特定処遇改善算、人材確保等支援助成金など）

- 社会保険労務士、中小企業診断士等が相談支援

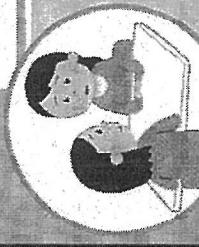


健康管理相談

■ご相談例

- ・感染症予防
- ・腰痛予防
- ・ストレッチ
- ・メンタルヘルス

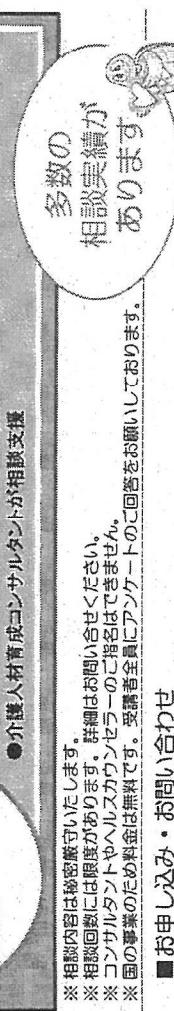
- 理学療法士、シニア産業カウンセラーが相談支援



教育・研修に係る相談

■ご相談例

- ・研修計画の策定について
- ・キャラババス制度の見直し
- ・職員の離職が減る人材育成方法
- 介護人材育成コンサルタントが相談支援



多くの
相談実績が
あります

※相談内容は秘密厳守いたします。
※相談回数には限度があります。
※コンサルタントやハラスマント等の指名はできません。
※国の事業のため料金は無料です。受講料金は無効です。

お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人 介護労働安定センター大阪支部

TEL 06-4791-4165 FAX 06-4791-4166

【相談をご希望される方は裏面に必要事項をご記入の上FAXでお送りください】

【センター】
(株式第6号)

オンラインでも
実施できます。

介護労働安定センター大阪支局行
FAX番号
06-4791-4166

雇用管理コンサルタント等ノ介護人材育成コンサルタント 個別相談申込（受付）票

申込日： 年 月 日

事業所名 所在地	(事業所番号： 〒)	担当者 役職：
電話番号 事業所 開設日	— — —	FAX番号 メール アドレス
ご相談内容 ご相談 内容	ご相談内容〔 雇用管理関係・ 健康管理関係・ 教育研修関係 〕 ← 当てはまるものに○	
ご相談 希望場所	<input type="checkbox"/> オンライン相談（CiscoWebex もしくは ZOOM） <input type="checkbox"/> 介護労働安定センター大阪支局相談室 <input type="checkbox"/> その他※（ <small>※【注】懇親会を目的とした環境が必須になります。 懇親会開催までの時間は、遅延をお願いします。</small> ）	
ご相談 希望日時	<input type="checkbox"/> ①希望時期は、お申込み日から約か月以降の日程を目安としてください。 <small>②個別相談は1～2時間程度が目安となります（詳しくはお問合せください）。</small> <input type="checkbox"/> ③ご希望は考慮しますが、日時等はご相談の上、調整させていただきます。 ○ 年 月 曜日 (時 ~ 時) 希望	
ご質問	<input type="checkbox"/> 現在、施設・事業所で「Zoom」等のweb会議ツールを活用していますか。 <input type="checkbox"/> はい（使用ツール： □ いいえ □ 今後活用予定	
<small>本相談申込書に記入された内容について、当センターの個人情報等規制に係る基準に依り取り扱い、介護人材育成コンサルタント等による相談、支給料金による料金請求、内情説明、各相談者全員の承認及び事業活動における情報提供のため使用いたします。</small>		
<input type="checkbox"/> くくく 介護センター登録へへへ		
個別相談日時〔決定〕 月 日 () ~ () 〔場所〕	担当専門家	備考
<small>以下のとおり相談を受けたことを確認しました。</small>		
<input type="checkbox"/> 個別相談日時〔実施〕 年 月 日 () ~ ()		
<small>相談者署名</small>		
<small>2203DM</small>		

公益財團法人 介護労働安定センター大阪支局

【案内令和4年度】

令和4年度「講師派遣」申込書

無料

講師派遣の概要

オンラインでも
実施できます。

職場環境を良くするための対策

ストレスメント

コロナ禍におけるメンタルヘルス。
ストレスの内容と原因、対策。ストレスへの気づきやその経験を学びます。

腰痛の予防と対策

介護職の悩みである腰痛。予防のための心得、対策を学びます。

雇用管理に関する講話

主に管理監督者向けとなります。
労働時間管理、情報管理他、働き方改革関連などに関しての講話を実施します。

◆1回につき、1つのテーマをお選びください、状況に合わせて内容を調整いたします。

お申込み前にご確認ください

お申込み

- ◆ 索引の申込書に記入の上、審査申請日の2ヶ月前までにFAXにてお申込みください。
(お申込みは必ず複数名で申込多数の場合、折り返しの連絡にお時間を頂くことがあります。)
- ◆ 参加者は、1,0名程度となります。年齢初めなど申込多數の場合、別途ご相談ください。
- ◆ 開催は、原則、平日9：00～17：00の時間帯となります。
(ご希望の時間帯がある場合は、別途ご相談ください。)
- ◆ 実施会場での口呼吸感染予防の対策として、大阪支部の規定に沿って会場設営をしていただきます。
- ◆ 実施するにあたり、専門家との事前打合を大阪支部(相談室)またはオンラインにて行います。【1時間程度】
- ◆ 国の事業のため料金は無料です。ただし、受講料等全額に亘る公共交通券がアンケートのご回答をお願いしております。
- ※地域での、運営費削減など、介護事業所の方々が集まるまでの講師派遣も相談に応じます。

【研修内容等】

- ◆ 上記のテーマで、講師の用意した資料に沿った内容ですすめます。
- ◆ 1回1テーマにつき、原則1.5～2時間です。
- ◆ 最寄駅まで徒歩10分以上の場合は、送迎をお願いいたします。

【講師派遣の利用回数限度について】

- 原則1事業所・法人のご利用は年2回まで(別紙「講師による無料相談のご案内」の回数を含む)となります。
- 他の事業所のため、2年間連続してのご利用の場合、新規講師所担当者がお断りさせていただくことがあります。
- ※上記以外のテーマでの出張研修は、有料で承ります。ぜひご相談ください。

【お申込み・お問い合わせ】 公益財團法人 介護労働安定センター 大阪支局

〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 労働センターハウス2F TEL 06-4791-4165 FAX 06-4791-4166

◆下記に必要事項を記載の上、FAX送信をお願いします。

事業所名 および 法人(団体)名	※事業者登録会等の場合は会名を記載願います()		
賛助会員入会状況(該当に○印)	会員	非会員	入会候補中
事業内容 (該当に○印、複数可)	・訪問介護・デイサービス・特別養護老人ホーム・介護老人保健施設 ・グループホーム・小規模多機能・その他()		
所在地			
担当者 (役職)	氏名	(役職)	メールアドレス()
連絡先	TEL ()	FAX ()	
過去の利用歴	無料 個別相談 無料 セミナー	() 年度 () 月頃 () 年度 () 月頃	
希望テーマ (該当に○印) (1回1テーマです)	ストレスマネジメント(セルフケア・ラインケア)へ当てはまるもの() 雇用管理に関するテーマ(働き方改革関連法、報酬(加算)、就業規則等) リダの役割と心構え		
事前打合せ (該当に○印)	事前打合せについては、講師日時をみ、こちらよりご連絡させていただきます。 ※事前打合せ場所は原則大阪支部分室(エルおおさか 南館12階)です		
開催希望日時 (該当に○印)	年 月 日 ()	上旬 中旬 下旬	(1.5時間・2時間) 分より (1.5時間・2時間)
受講 予定者数 () 名	事業所 名	<期間・経験年数・年齢構成等>	
実施会場 (該当に○印) (オンライン) (会議室)	事業所内 名所 所在地 【 】	(備考用) ①CiscoWebex () ②ZOOM () ※①②いずれかを選択	
※会場内、外に繋がらず、会場間隔を離れてください。ZOOMでの会議は別途費用に2割増あります。電話による場合はお問い合わせください。			
※往診料の送迎の待ち合わせについて、※【注】講習課より10分以上の場合は送迎をお願いします。			
<設備確認> プロジェクター・スクリーン 有 有 有 有 その他 事務所で用意して頂く物 パソコン プリント 有 有 有 有			
<<<介護センター記入欄>>> 本題の中申込書に記入された内容については、当センターの個人情報保護法に従事して、今後も料金は收取せざる構造にて運営を行なうことを目的で使用いたします。 にかかる情報、支拂費用も日程調整、内容確認、各種講習会の資料作成及び運営活動に於ける情報提供のために使用し、上記以外の目的で使用いたしません。			
事前打合せ日時(決定)			
年 月 日 ()	~	:	備考欄
集団講話日時(決定)	~	:	セカンド担当者 担当専門家
年 月 日 ()	~	:	相談者署名

申込日: 年 月 日	支部受付印
年 月 日	2023
場所: [ご案内和4年度]	
公益財團法人 介護労働安定センター大阪支局 TEL: 06-4791-4165	

介護相談員派遣等事業

介護相談員見つて知つてますか?
お気軽にご相談ください

- 柔らかい
食事にして
ほしい
- 話し相手
が欲しい
- 職員の介助
が乱暴だ
- 一人で悩まないで
相談してね

令和2年4月1日より、
「介護相談員派遣等事業」
は「介護サービス相談員」
等事業に、「介護サービス相談員」
に名称変更されました。

メリット

介護相談員の活動を通して利用者の日常の声を聞くことは、サービスの改善点を探る重要な手がかりになるなど、利用者だけでなく事業者にも多様なメリットをもたらしています。

①サービスの向上に寄与します。

介護相談員は相談活動のほか、利用者との何気ない会話や行事に参加することなどを通じて、問題や改善すべき点などを発見することができます。また、施設内の雰囲気、職員の利用者への態度など、介護相談員の気づきをとおして、利用者の生活全般に関わるサービスの向上につながっています。

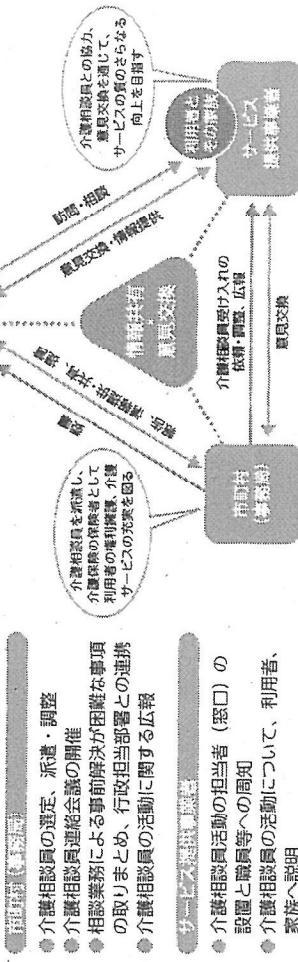
②市民の目線でチエックでけます。

施設内ではあたりまえと思っていることが相談員の視点から改めてみることで、施設職員の職務に取り組む姿勢に変化が見られた事例が報告されています。

③身体拘束ゼロ・虐待防止の実現に貢献します。

介護相談員の問い合わせを通して、身体拘束ゼロへの取組みや虐待防止への取組みが進められています。

介護相談員派遣等事業のしくみ



▶介護相談員ってどんな人?

市町村が事業の実施にふさわしい人格と願意をもつていると認めた上で、一定水準以上の養成研修を受けた人です。「養成研修」は、介護保険制度のしくみ等高齢者福祉に関する事項から、高齢者の心の特性、コミュニケーション技術まで、約40時間にわたる内容となっています。また、活動中の方には「現在研修」を継続的に受講しています。また、活動のスキルアップを図っています。

▶介護相談員って何をする人?

介護相談員は、まずは介護サービスの利用者から苦情や不満等をよく聞いた上で、本人への助言や、状況に応じた適切な対応を行います。

▶お知らせ

介護相談員になりたい方、介護相談員の受け入れを検討している事業所は、詳しくは各市町村にお問い合わせください。
※介護相談員派遣等事業は、介護保険制度の地域支援事業に位置付けられており、この事業を実施するかどうかは、各市町村の判断に任せられています。

大阪府

大阪府福祉部高齢介護室 平成29年3月発行
〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目 TEL:06-6941-0351

このチラシは 50,000枚作成し、1部あたりの単価は5円です。

◆大阪府の認証評価機関一覧◆

【令和3年度】

(令和4年3月11日現在17機関)

認証 番号	評価機関名	所在地	連絡先	評価実績分野		
				高齢	障がい	○児童
270003 ※	特定非営利活動法人 ふくべつく	大阪市阿倍野区	06-6652-6287	●	●	●
270006 ※	特定非営利活動法人 力ロア	泉佐野市	072-464-3340	●	●	●
270012 ※	特定非営利活動法人 ツーポン・アクティブラワークラブ	大阪市中央区	06-6941-5220	●	●	●
270025 ※	株式会社 第三者評価	大阪市東淀川区	06-6195-6313	●		
270033 ※	株式会社 H.R.コーポレーション	兵庫県西宮市	0798-70-0651	●	●	●
270040 ※	特定非営利活動法人 NPO法人がんばの丘	堺市北区	072-255-6336	●	●	●
270042 ※	一般財団法人 大阪保育運動センター	大阪市中央区	06-6763-4381	●		
270048 ※	特定非営利活動法人 エイジコンサーン・ジャパン	大阪市住之江区	06-6615-1250	●	●	●
270049 ※	一般財団法人 評価機関あんしん	岸和田市	072-444-8080	●		
270050 ※	一般社団法人 障がい介護福祉事業支援 協会	大阪狭山市	072-121-8610	●		
270051 ※	特定非営利活動法人 まこと	堺市堺区	072-228-3011	●	●	●
270052 ※	一般社団法人 ぱーまる	堺市堺区	072-227-4567	●		●
270054 ※	株式会社 ジャパンマーケティング・エージェンシー	大阪市中央区	06-6263-0141	●	●	●
270055 ※	特定非営利活動法人 あ・いっぽ	兵庫県神戸市	078-975-0181	●		
270056 ※	一般社団法人 関西福祉サポート社中	大阪市淀川区	06-7777-1037	●	●	●
270057 ※	株式会社 EMアップ	兵庫県西宮市	0798-65-3935	●		
270058 ※	株式会社 評価基準研究所	東京都千代田区	03-3251-4150	●		

○児童福祉分野については、保育所、児童館、放課後児童健全育成事業が対象。

*全国社会福祉協議会による全国共通の社会的懸念問題系評定等（児童福祉施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、アドバイスセンター）第三者評価機関認定を受けている機関

担当：大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 調整グループ

TEL(代表) 06-6941-0351(内線491)、(直通) 06-6944-9167

URL:https://www.pref.osaka.lg.jp/chikifukushi/daisansha/index.html

大阪府 福祉サービス第三者評価

～信頼され、選ばれる事業所～

■福祉サービス第三者評価について何?

- ・福祉サービスを提供する施設・事業所のサービスの質について、公正・中立な第三者評価機関（大阪府認証）が専門的・客観的な立場から評価を行な取組みです。
- ・評価結果は、大阪府ホームページ等で公表され、利用者及びその家族等が施設・事業所を選択する際の情報資源となります。

「第二回吉野町　受審の3つのメリット！」

施設・事業所の成長につながる！

- ・事業者が掲げているサービスの質について改善点が明らかになります。
- ・改善点が明らかになるとため、サービスの質の向上に向けて具体的な目標が設定できます。
- ・第三者評価を受ける過程で、職員間での諸問題の共有化と改善意欲の醸成が促進されます。

利用者等にアピールできる！

- ・評価結果を公表することにより、より多くの方々に事業所をPRできます。
- ・サービスの質の向上に向けて、職員が一丸となって取り組んでいる姿勢をアピールできます。
- ・さらに、組織改善することにより、改善意欲の高さと、施設・事業所及び職員の成長を知つてもらうことができます。

求職者にアピールできる！

- ・公表された評価結果により、求職者に対して「当該施設・事業所の理念・基本方針」や「利用者に対する考え方」「福祉人材の確保・育成計画」「人材管理の体制整備」等を周知・PRすることができます。
- ・施設・事業所の見える化につながり、安定的な人材確保を促します。

*第三者評価を受審することにより、社会福祉法人が運営する社会福祉施設の措置費の割合が変動が可能になります。ご不明な点についてお問い合わせください。

受審事業者の声



- 職員の意識も大きく変化し、課題・問題点など職員全体会共有するようになります。
- 評価されると思うと構えてしまいますが、調査者の方はとても親切で親身になつて話してくれました。
- 単なる指摘だけではなく、温かいアドバイスをいただき、大変参考になりました。
- 利用者へのアンケート調査で、満足的なニーズを把握でき、受審後のサービス向上につながりました。

大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

TEL: 06-6944-9167 FAX: 06-6944-6681
□大阪府 第三者評価 検索

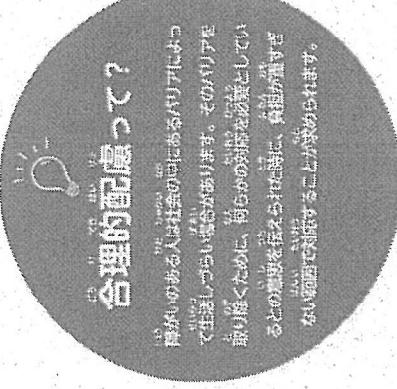
大阪府ホームページ：<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikifukushi/daisansha/index.html>



事業者による合理的配慮の義務化

大阪府では、障がい者差別のない共生社会の実現をより一層推進するため、大阪府障がい者差別解消条例を改正し、令和3年4月1日より施行します。これまで障がい者等差別解消法により努力義務とされていた事業者による合理的配慮の実現を、実践面において強化します。

例えば…



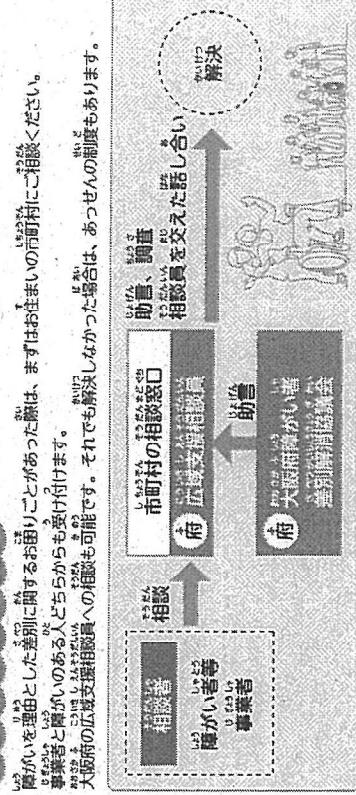
例えば…
相談窓口から
電話の読み上げを求められたので
対応する。

車いす利用者が移動しやすいように
店内の段差をスロープを設置する。

自筆が困難な人からの申出を受けて、
通訳機能を行った上で代筆する。

座敷がいる場合は、まずはお隣にご相談ください。
事業者と障がいのある人どちらも受け付けます。
大阪府の広域支援専門員への相談も可能です。それでも解決しなかった場合は、あっせんの制度もあります。

相談と解決の流れ



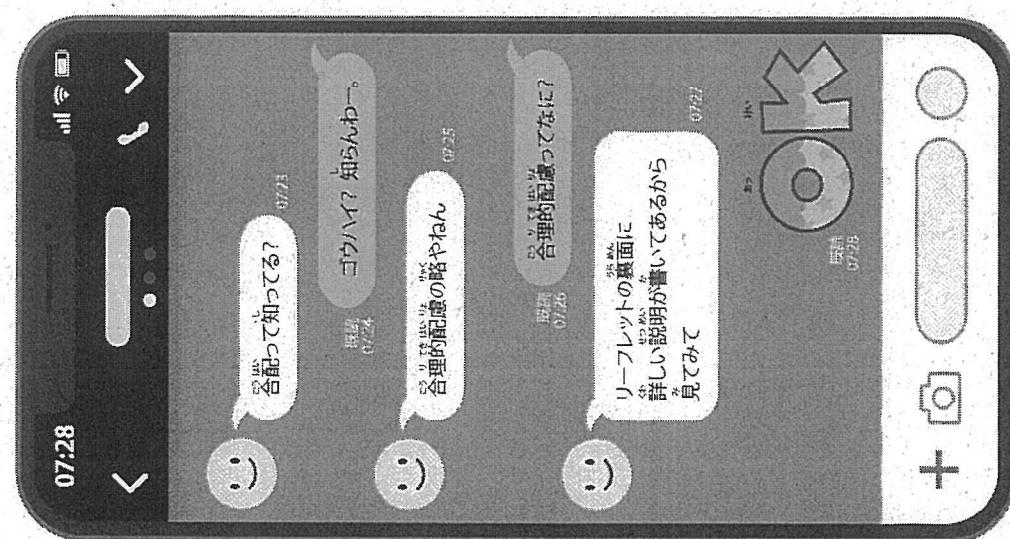
市町村の相談窓口と広域支援専門員の連絡先はQRコードから




問い合わせ窓口
大阪府障がい者差別解消法
電話 : 06-6944-6271 FAX : 06-6942-7215



なにわの新常識、じょうしき



「コウハイつてなんやん?

福祉サービスを利用して

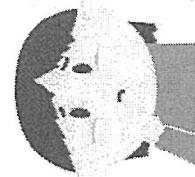
福祉サービスの 苦情解決へお てつだいをします。

困ったことや悩んでいることはありますか？

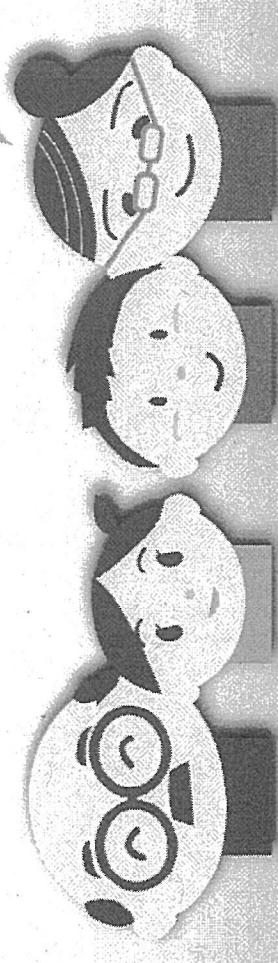
自分が思っていたような
サービスが受けられない

ケガをしたのに
謝罪してもらえない

サービス内容について
わかりやすい言葉で
説明してもらいたい



福祉サービスは、利用者が自分で選んで利用する仕組みになっています。しかし、自分で選んだというものの、いざサービスを利用していくと、事前に聞いていた内容、または契約していた内容と違つたり、今、受けているサービスに疑問や不満を感じている方もいらっしゃるかもしれません。このような福祉サービスの苦情を解決するために、事業者段階での「苦情解決の仕組みづくり」と、それをバックアップする大阪府段階の「苦情解決のための委員会」が設置されています。



福祉サービス苦情解決委員会
(大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会)

TEL 06-6191-3130

ごのような場合には、まず

福祉サービスを受けている事業者にご相談ください。

不満や悩み、疑問に思っていることなど、モヤモヤした気持ちが大きくならないうちに、まずは福祉サービスを受けている事業者に気軽に話してください。

事業者は「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を設置し、利用者からの苦情の適切な解決に努めています。

また、事業者の中には、客觀性を確保するために、職員以外の方を「第三者委員」として設置し、話し合いに立ち会つたり助言を行ったり、苦情解決のために積極的な役割を果たしてもらっているところが増えています。

それでも解決しなかった場合や、
事業者に直接言い出しつらいときは、

福祉サービス苦情解決委員会にお気軽にご相談ください。

委員会では、相談者と事業者の双方の話し合いによる解決をめざし、助言、相談、事情調査、あつせんなどをを行い、苦情解決のお手伝いいたします。

福祉サービス苦情解決委員会とは

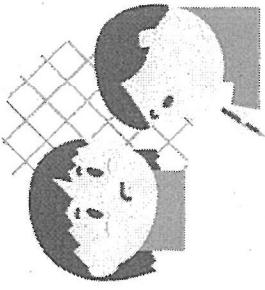
社会福祉法第83条にもとづき、福祉サービスについての苦情を適切に解決するために全国の都道府県社会福祉協議会に設置されている委員会です。
苦情の解決をつかることによって、よりよい福祉サービスの提供を促し、利用者を守る役割をもっています。

[対象となる福祉サービスの範囲]社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業において提供されるサービス

福祉サービス苦情解決委員会での苦情解決の流れ

1 苦情相談の受付

来所、電話、ファックス、メール、手紙のいずれでも相談を受け付けています。

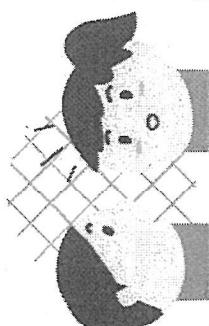


2 解決方法の検討

委員会で相談の内容を受けて解決のための方法を検討します。相談者の意向を確かめたうえで、必要に応じて事情調査や相談者への助言、相談者と事業者の話し合いのあせんなど、相談内容に応じた方法を検討します。

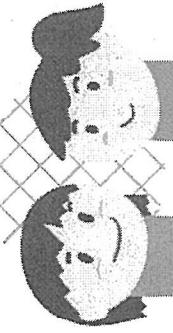
3 事情調査

相談者からの相談内容の事実確認をする場合、委員や事務局の担当職員が関係者への聞き取りや現地訪問などの調査を行います。



4 相談・助言

必要に応じて、相談者や事業者への相談・助言を行います。



5 あつせん

相談者と事業者との話し合いによる解決が適当と考えられる場合は、双方の話し合いの場を設定し、話し合いによる解決をはかります。

6 知事等への通知

利用者への虐待や重大な法令違反による苦情である場合は、すみやかに大阪府知事等に通知し、行政による調査・指導・監督を求めます。

Q & A

福祉サービス苦情解決委員会

どんな福祉サービスの苦情が相談できますか？

Q.1

子ども、障がい者、高齢者などを対象とした施設や在宅でのサービス全般に関する苦情相談をお受けします。
本部「介護保険サービスについての苦情は、大阪府国民健康保険団体連合会(06-6949-5418)でも対応しております。」

誰でも相談できますか？

A.1

福祉サービスを利用しているご本人、またはご家族、ご本人の代理人の方などが相談することができます。また、民生委員やその他の職業の専門など、利活用しているご本人の状況や提供されている福祉サービスの内容をよく知っている方が相談することもできます。

事業者や周囲の人たちに知られたくないのですが？

A.2

ご希望により、匿名でも相談できます。ただし、事業者に状況を聞いたり、助言や改善の申し入れを行なう場合には、匿名のままでは難しいことがあります。相談についても、守秘義務にて、相談は守られますので、安心してお相談ください。

相談するのに費用はかかりますか？

A.3

無料です。

誰が相談にのってくれるのですか？

A.4

16名の専門の委員が専門に向けて必要な方伝えします。委員会は公正・中立な立場から、多様な事例に適応できるように、社会福祉、法事、医療などに関する学識経験を有する委員で構成されています。

どのような対応をしてくれるのですか？

A.5

まずは専門の相談者が相談に向けて必要な方伝えします。おお、この相談の内容から、虐待や重大な法令違反による苦情であった場合には、すみやかに人権が尊重されるよう大阪府知事に通知します。

相談の方法
来所、電話、ファックス、メール、手紙など
いずれの方法でもご相談をお受けします。
来所される場合は、必ず事前にご連絡ください。
専門電話 06-6191-3130
FAX 06-6191-5660
メール telksei@osakafufusyakyoo.or.jp

相談日と時間
月～金曜日 10:00～16:00(土・日・祝祭日・年末年始を除きます。)

福祉サービス苦情解決委員会

(大阪府社会福祉協議会 連絡正化委員会)

〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1番54号 大阪社会福祉センター1階